

新型インフルエンザ等対策業務計画 および事業継続計画(BCP)

2024年4月

東京ガス株式会社
東京ガスネットワーク株式会社

新型インフルエンザ等対策 業務計画および事業継続計画(BCP)

1 総則	
1－1. 目的・基本方針	1
1－2. 新型インフルエンザ等の定義と発生段階	1
1－3. 重大度の分類と想定	2
1－4. 非常事態対策本部	3
1－5. 事業継続の方針	5
2 第一次体制移行前（発生段階：「未発生期」）の対応	
2－1. 情報収集および周知	7
2－2. 新型インフルエンザ等の流行時における事業運営体制の検討	7
2－3. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた食糧・資材等の備蓄	7
2－4. 従業員等への感染の予防のための措置	8
2－5. 新型インフルエンザ等の流行小康期および収束後の事業運営体制の検討	8
2－6. 教育・訓練	8
3 第一次体制における対応	
3－1. 情報収集および周知	8
3－2. 海外または事業エリア外での感染拡大時の事業運営体制	8
3－3. 基本的な対応	8
3－4. 感染予防のための措置	9
4 第二次体制における対応	
4－1. 情報収集および周知	9
4－2. 事業運営体制	9
4－3. 基本的な対応	9
4－4. 感染拡大予防のための措置	10
4－5. 感染収束後（発生段階：「小康期」）に向けた措置	10
5 特定接種の実施体制	10
6 その他	
6－1. 新型インフルエンザ等以外の感染症への準用	11
6－2. 計画の改訂等	11

改定履歴

年月	主な内容
H19/6	初版
H21/4	・厚生労働省の専門家会議の内容に基づき、フェーズ判断と体制の修正 ・加えて、弱毒性のインフルエンザ流行に備えて体制を一部修正
H22/4	「新型インフルエンザ対策行動計画」から「BCP新型インフルエンザの国内流行編」に名称変更
H22/11	・定量的リスク評価を追加、用語の修正（「毒性」⇒「病原性」） ・担当部署変更に伴い、体制を一部修正
H23/7	・非常事態対策本部の組織見直しに伴う体制の更新と別表の再編
H23/11	・政府行動計画改定に基づき、「発生段階」分類および用語（「発熱相談センター」⇒「帰国者・接触者相談センター」）の修正
H24/4	・非常事態対策関係諸規則（通称、赤本）の改定に伴う、別表等の見直し ・体制名を要綱に準拠して変更（「警戒体制」⇒「第一次体制」、「非常事態体制」⇒「第二次体制」）
H24/10	・実状に即した各班の分担業務の一部見直し
H25/4	・非常事態対策本部の組織見直しに伴う体制の更新
H26/3	・新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、内容を更新
H27/4	・組織変更に伴い、組織名称一部変更
H28/4	・非常事態対策本部規則、および組織見直しを反映の更新
H29/4	・実状に即した人事班の業務等の一部見直し
H30/4	・供給維持要員の定義を追記 ・組織変更に伴い、組織名称一部変更
2019/4	・マスクの定義を整理
2020/4	・第二次体制移行時に籠城対象者以外のテレワークの活用を追記、組織変更に伴う情報の更新
2021/4	・感染予防措置の一部見直しと本計画の確認・改訂時期を明記、組織変更に伴う情報の更新
2022/4	・事業継続業務区分の一部見直し、組織変更に伴う情報の更新
2023/4	・別表第1を新型コロナと平仄合わせ、組織改正に伴う、組織名称の更新
2023/10	・組織改正に伴う組織名称の変更と情報の更新と新型コロナ BCPとの統合対応のため
2024/4	・用語と業務内容を一部変更

1 総則

1－1. 目的・基本方針

本業務計画および事業継続計画（BCP）は、新型インフルエンザ等が国内外において発生した場合においても、お客さまおよび東京ガスグループの従業員（東京ガス・子会社・協力企業の社員・準社員等。以下、「従業員等」という。）の生命・身体の安全の確保と感染拡大防止を前提に、ガス事業および電力事業をはじめとしたエネルギー供給等を可能な限り維持しライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めることを目的とする。

1－2. 新型インフルエンザ等の定義と発生段階

(1) 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第6条第7項（下記参照）に定められる「新型インフルエンザ等感染症」のことをいう。

【感染症法 第6条】

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 新型インフルエンザ等の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてるべき対応が異なることから、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。国は新型インフルエンザ等の発生段階を表1－1の通り、5つに分類している。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げおよび引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の「新型インフルエンザ対策本部」が決定する。なお、地域発生状況については、東京ガス供給区域の都県の状況を対象とし、一括して対応する。

表1－1 新型インフルエンザ等の発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

1－3. 重大度の分類と想定

(1) 東京ガスにおける、新型インフルエンザ等のリスク評価（重大度[severity]）

集団レベルでの新型インフルエンザ等において、最も重大なリスクは「死亡リスク」であるが、集団レベルでの「死亡リスク」は「感染伝播力（感染のし易さ）」「致命割合（感染した場合の死亡確率）」により総合的に評価されうる（前者においては基本再生産数 R_0 等、後者は致死割合 CFR 等が定量的な指標として用いられる）。しかしながら、実際の感染症による集団レベルでの被害は様々な要因が複雑に影響しあい起こるため、事前および発生途中でのリスク評価は極めて困難である。

以上を踏まえ、東京ガスでは主にウイルスの病原性に注目し、以下の3つのケースに分類し、各々の場合について感染伝播力も考慮した「重大度[severity]」を3つ（「重度」「中等度」「軽度」）に分類する。

① 病原性

- ・病原性が「高度」；致死割合が1%以上程度の病原性をもったインフルエンザ等（具体例；スペイン風邪程度以上）
- ・病原性が「中等度」；致死割合が0.5～1%未満程度の病原性であるインフルエンザ等（具体例；アジア風邪～スペイン風邪程度未満）
- ・病原性が「低度」；致死割合が0.5%未満程度の病原性であるインフルエンザ等（具体例；季節性インフルエンザ～香港風邪程度）

② 感染伝播力*

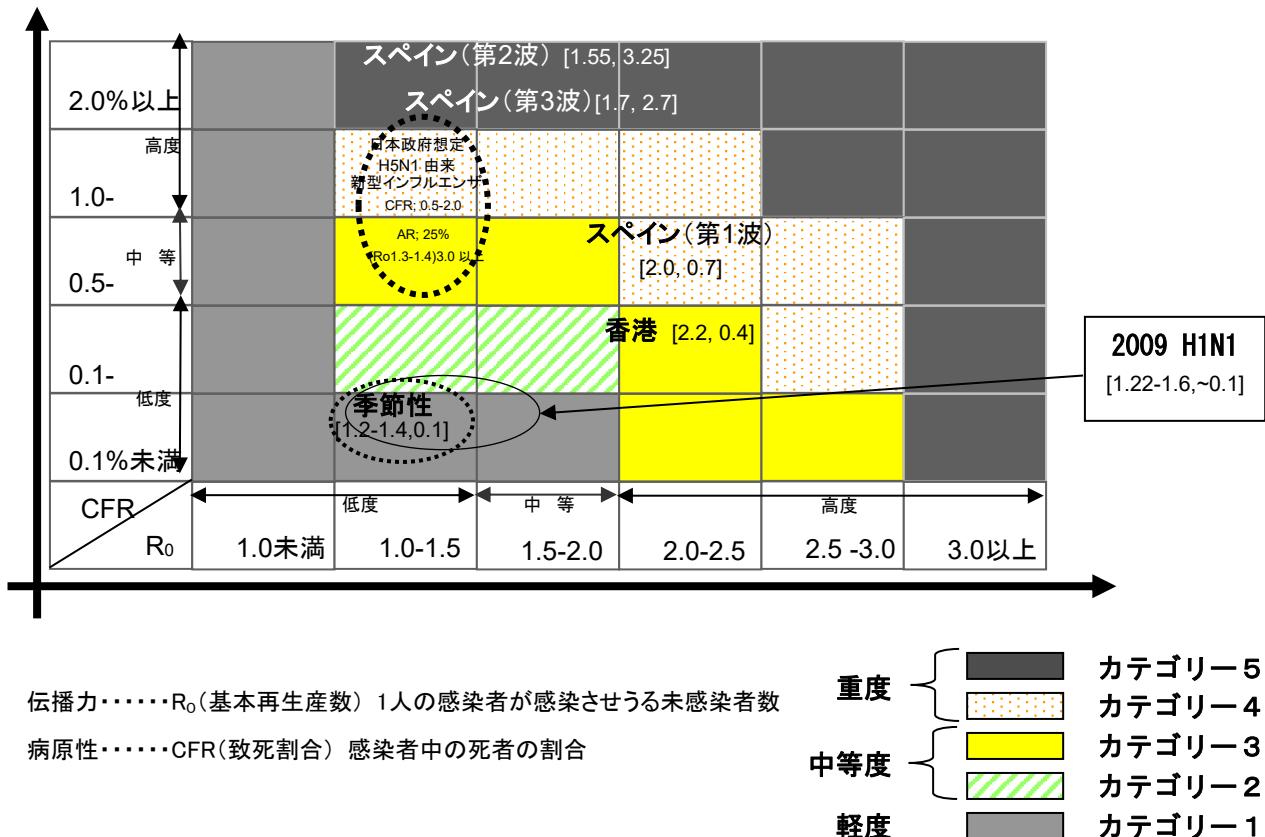
- ・伝播力が「高度」；基本再生産数が2以上程度の伝播力
- ・伝播力が「中等度」；基本再生産数が1.5～2未満程度の伝播力
- ・伝播力が「低度」；基本再生産数が1.5未満程度の伝播力

*政府『新型インフルエンザ対策行動計画』の「感染力」の表記は、用語としてより適正な「伝播力」をここでは用いる。

③ 重大度

総合的評価としての具体的な「重大度」については、以下（図1）のとおりとする。

図1 東京ガスにおける「重大度」分類



(2) 重大度と要員の欠勤率の想定

- ・「重 度」：「カテゴリー4」で、欠勤率30%・60日間
「カテゴリー5」で、欠勤率40%・14日間
- ・「中等度」：最大ピーク欠勤率20%・10日間、前後10日間は欠勤率10～15%程度
- ・「輕 度」：季節性インフルエンザ流行時と同程度

1－4. 非常事態対策本部

(1) 新型インフルエンザ等が国内外において発生した場合は、以下の表1－2のとおり、体制の区分に応じた「対策本部」を設置し、外部諸機関との連携を図りながら対応する。ただし、新型インフルエンザ等の病原性や伝播力等は、ウイルスの種類により区々であることから、事業への制約の程度により供給区域未発生期や供給区域発生早期でも通常の事業運営体制とする、重大度が「軽度」「中等度」の場合で政府の非常事態宣言等に合わせ第二次体制を設置する等、柔軟に対応する。

表1－2 新型インフルエンザ等の発生状況と体制区分

新型インフルエンザ等の発生状況 (政府対策本部・都道府県の決定・判断による)	体制の区分 (〔 〕内は従来の名称)	
	重大度が「軽度」「中等度」の場合 ^{*2}	重大度が「重度」の場合
未発生期	通常の事業運営体制	
(海外または国内で発生しているが) 供給区域 ¹ 未発生期	第一次体制 [警戒体制]	第一次体制 [警戒体制]
供給区域発生早期		第二次体制 [非常事態体制]
供給区域感染期		
小康期		第一次体制 [警戒体制]

*1 新型インフルエンザ対策閣僚会議が定める「発生段階」は、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期となっているが、本業務計画および事業継続計画(BCP)では、「地域」を「供給区域」と読み替え、体制を整えるものとする。

*2 「1－3. 重大度の分類と想定」を参照。

- (2) 第一次体制および第二次体制の組織および分担は、別表第1－1から別表第1－3に定める。
- (3) 対策本部事務局（以下、「事務局」という。）は政府対策本部・都道府県の決定・判断、ならびに、新型インフルエンザ等の発生状況（病原性や伝播力など）についての情報収集を行い、第一次体制および第二次体制の設置あるいは体制の変更（解除も含む）が必要と判断された場合に、人事担当執行役員に対し意見具申を行う。
- (4) 第一次体制および第二次体制の設置あるいは体制の変更（解除も含む）は、人事担当執行役員の具申にもとづいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には別表第2により代行する。
- (5) 第一次体制および第二次体制においては、別表第3－1、3－2に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取るとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (6) 第一次体制・第二次体制においては、ガス事業および電力事業等、東京ガスグループの事業ドメイン全体において、お客さまへの広報や従業員等に対する正確な情報の提供に努める。また、取引先や供給継続に資する関係機関・事業者との情報共有にも努め、必要に応じて相互支援等を行う。
- (7) 第一次体制および第二次体制において対策本部長（以下、「本部長」という。）に事故ある場合は、別表第2により代行者が代行する。

1－5. 事業継続の方針

(1) 基本方針

お客さまおよび従業員等の生命・身体の安全の確保と感染拡大防止を前提に、インフルエンザ等流行時において、ガス事業および電力事業をはじめとしたエネルギー供給等について大規模な供給途絶を招かないことを目的として、必要な体制・対応を定める。

(2) 事業継続計画の発動

第一次体制時においては、原則すべての業務を可能な限り実施するが、第二次体制移行時においては事業継続計画を発動し、優先的に継続する業務を限定し事業を継続する。

(3) 業務の区分

全ての業務を「供給維持業務」^{*1}、「最低維持業務」^{*2}、「供給維持業務、最低維持業務以外の業務」（以下、「その他業務」という。）^{*3}に区分けし、原則として「供給維持業務」「最低維持業務」を第二次体制時において優先的に継続する業務（表1－3参照）とする。

なお、「その他業務」については、テレワークで業務遂行が可能、かつシステム・通信環境等も含めて「供給維持業務」「最低維持業務」の継続に支障がない範囲において、各統括班長の指示に基づきテレワークで継続する。

***1** 原料調達・配船調整、ガス製造運転操作・原料受入管理、製造設備点検、ガス製造・供給調整、NGV スタンド運営、LNG ローリー出荷・輸送、熱供給事業、保安対応業務 等

***2** 「供給維持業務」を除く業務のうち、供給維持業務を支援する業務、エネルギー供給事業者としての責務を考え、公益事業者として対応すべき企業機能維持業務、お客さま対応上必要なサービス維持業務

***3** 「その他業務」の主な業務としては、各部共通で各種企画・計画業務、技術開発・研究開発、各種営業業務、エンジニアリング業務等、その他として広告宣伝、イベント政策・運営、監査業務等。なお、法定点検等の中止または縮小の可否は、予め法的課題の洗い出しを行うとともに、社内関係各所との調整、監督官庁等との確認を実施する。

表1－3 優先的に継続する業務

区分	業務
供給維持業務	原料調達関連業務、配船業務、通関・検収業務
	原料（LNG・LPG）の受入れに関する業務
	都市ガスの製造業務
	製造関連施設の維持管理・点検業務
	基地警備・防災業務
	産業用ガスプラントのリモートワーク
	供給管理、圧力管理
	導管の必要な維持管理（ガバナ、供給所、ホルダー、無線・通信含む）、最低限の定期漏洩検査
	国産天然ガスの受入（高圧幹線の供給指令）
	NGV スタンド運営
緊急保安	LNG ローリー出荷・輸送
	医療用ガス・保安用ガス輸送
	熱供給事業
	緊急ガス漏洩対応業務、供給支障対応、導管事故対応
	供給維持（製造・供給・保安）、お客さま関連および取引先対応に必要となるシステム維持管理業務（一部のシステム開発業務）
	お客さま電話受付（最低維持業務を優先した受付）
	検針（検針票配布含）・料金請求・契約業務、通電手続業務、最低限の検満工事（お客さまからの強いご要望がある場合に限る）
	優先支援需要家（医療機関、社会的重要施設、HEATS・地点熱・ES、GHP 等）のガス設備・機器等の修理、ガス機器の修理、GHP メンテ、工業炉不具合対応
	開栓、最低限の定期保安点検・メトロ定期安全点検（お客さまからの強いご要望がある場合に限る）、託送サービス業務
	供内管工事・需要本支管工事（お客さまからの強いご要望がある場合に限る）
最低維持業務	機器部品の物流確保
	ST24 監視業務
	消費機器事故対応
	卸先ガス事業者対応
	ES 機器の遠隔監視業務、料金精算・請求業務、購買業務、支払業務、機器修理（ES 物件）
	電力計画値同時同量対応業務、精算業務、システムトラブル対応、顧客対応業務、再エネ業務
	海外 子会社を含めた海外拠点の安全管理、各国当局の諸規制を踏まえた対策の検討
	施設・設備管理 供給維持業務・最低維持業務拠点の建屋等の維持管理、福利厚生施設管理
	研究装置維持管理
	広報 マスコミ（地方支局含む）・外部報道対応、HP・SNS 発信
その他	警察・消防・東京都等官公庁対応（地方行政含む）
	人事 感染拡大防止業務、労務管理、給与業務、労災対応
	経理 最低限の資金調達、支払い、決算業務等
	資材 ガス・電力の安定供給・保安確保に必要な購買業務・需給管理
	総務 行政等外部機関対応（METI・JGA 等）、株式業務、浜松町本社ビル維持管理
	法務 最低限の企業法務
	非常事態対策本部に関わる役員の支援業務
	非常事態対策本部業務、組織全体統括・総合調整、経営会議事務局
	監査委員会事務局

2 第一次体制移行前（発生段階：「未発生期」）の対応

2-1. 情報収集および周知

- (1) 別表第3-1、3-2に掲げる各部門・子会社等は、外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各部門・子会社等は、(1)で得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

2-2. 新型インフルエンザ等の流行時における事業運営体制の検討

- (1) 別表第1-2に掲げる各部門・子会社等は、病原性が高く重大度が「重度」(カテゴリー4、5)である新型インフルエンザ等発生時における保安の確保、ガスの安定供給に最低限必要な業務(スタッフ業務も含む)を選別するとともに、そのために必要となる要員(供給維持要員<原料・製造、供給、緊急保安、システム管理>)等および事業運営体制等について予め検討し、マニュアルの整備や連絡体制の整備等を行い、新型インフルエンザ等の流行に迅速に対応できるよう準備しておく。
- (2) 各部門・子会社等は、(1)の検討と併せて新型インフルエンザ等の重大度が「中等度」(カテゴリー2、3)の場合に備えた業務の選別、要員数、事業運営体制等についても検討し必要な準備を行う。
- (3) 各部門・子会社等は、第一次体制移行時に、人事部が管理している非常食糧、衛生資材等をすみやかに受領・配置できるよう、その方法について予め検討しておく。

2-3. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた食糧・資材等の備蓄

- (1) 人事部は、マスクや消毒薬などの衛生資材等を必要数購入・備蓄する。その際、新型インフルエンザ等の重大度が「中等度」(カテゴリー2、3)の場合に備えた適正な備蓄についても、内容や数量を検討し、実施しておく。
- (2) 人事部は、非常用食糧を必要数* 購入し、備蓄する。

*非常事態体制時における籠城要員の60日分

(重大度が「カテゴリー4」の新型インフルエンザ等が流行した場合の最長籠城期間を想定)

- (3) 東京ガス i ネット(株)は、新型インフルエンザ等の流行時においても稼動させるシステム、緊急連絡や遠隔地での意思疎通が可能となるシステムについて検討し、必要に応じて導入する。また、その端末は基本的に利用部門・子会社等で用意する。なお、テレワークシステムについては、人事部と調整を行いつつ環境を整備する。

2－4. 従業員等への感染の予防のための措置

- (1) 人事部は、マスク（帰宅用）を、各建屋に事前配布するほか、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備（知識の普及など）を行う。
- (2) 人事部は、新型インフルエンザ等流行時における従業員等が事業所内に入る際の取り扱いや外部からの訪問者（来客など）への対応方法についてのマニュアル（手指消毒・手洗い・うがい・検温・マスクの着用・職場等の消毒など）を整備し、事業所内へのウイルスの侵入を極力抑制する措置を明確にし周知する。

2－5. 新型インフルエンザ等の流行小康期および収束後の事業運営体制の検討

- (1) 人事部は、新型インフルエンザ等の第一波流行収束後的小康期において、第二波、第三波の流行に備えるため、供給区域感染期までに消費したマスクや消毒薬などの衛生資材等について、追加分の購入や備蓄が支障なく実施できるよう、計画を策定しておく。
- (2) 人事部は、小康期以降の業務の円滑な再開に備え、供給区域感染期までに新型インフルエンザ等に感染して回復した者についてのリストアップの方法等について検討しておく。
- (3) 各部門・子会社等は、新型インフルエンザ等の第一波流行収束後、優先的に再開させる業務についての順位付け（業務の選別・要員の割り当て）を予め行っておき、可及的すみやかに通常業務に復帰できるように計画を策定しておく。

2－6. 教育・訓練

- (1) 人事部は、2－4に記した感染予防の措置に関して、必要に応じて従業員等に対し教育・訓練を実施する。
- (2) 事務局は、第二次体制への移行を想定した全体訓練を計画し毎年実施する。
- (3) 各部門・子会社等は、第二次体制を想定した訓練・シミュレーション等を必要に応じて実施する。

3 第一次体制における対応

3－1. 情報収集および周知

- (1) 各班・支部等は、別表第3－1、3－2に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に事務局および各統括班に周知する。

3－2. 海外または事業エリア外での感染拡大時の事業運営体制

- (1) 各班は、事業エリア内の発生に備えて、予め定めた非常体制へすみやかに移行できるよう準備を行う（連絡網の再確認、不要不急の業務の縮小・手仕舞い、衛生資材の状況確認など）。
- (2) 各班は、非常事態対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3－3. 基本的な対応

- (1) 新型インフルエンザ等の重大度が「軽度」の場合は、業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等の安全防護を徹底していくことで対応する。
- (2) 新型インフルエンザ等の重大度が「中等度」以上の場合、第一次体制では必要に応じて、一部

業務の縮小や繁閑を加味した人員の再配置を行い、原則としてすべての業務を可能な限り実施する。

- (3) 各班は、業務について継続すべき「供給維持業務」「最低維持業務」と休止・縮小すべき「中断業務」に区分し、業務の優先順位付けを行うとともに要員配置計画を策定し、感染拡大時に備える。

3－4. 感染予防のための措置

- (1) 人事班は、第一次体制発令後、原則としてすみやかに以下の事項を実施、周知・徹底する。

- ① 備蓄場所から必要な職場へ衛生資材等の配布
- ② 第二次体制移行に備えた、全所属員へのマスク（帰宅用）の配布状況の再確認
- ③ 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、「咳エチケット」等の感染拡大の防止に関すること
- ④ 発熱時には出勤せず、各都道府県に設置される相談窓口（帰国者・接触者相談センターやコールセンター等）に直ちに相談し指示を仰いだ後、マスクを着用のうえで、指示された医療機関を受診し医師の指示に従うこと
- ⑤ 従業員等およびその同居家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員等が取るべき措置に関すること
- ⑥ 会議・集会等の参加者制限、イベント等の延期または中止の要否を検討し、各班に勧告すること
- ⑦ 新型インフルエンザ等の発生国・地域への滞在・出張・旅行等の延期に関する取り扱い

- (2) 導管班・緊急保安班ほか各班は、第一次体制移行後、原則として速やかに以下の事項を実施する。

- ① 人事班において備蓄してある供給維持籠城要員用の非常食糧、衛生資材等について、必要数を受領するとともに、各職場へ配布・備蓄・管理を実施すること

4 第二次体制における対応

4－1. 情報収集および周知

各班は、3－1. に定める情報収集および周知を継続して行う。

4－2. 事業運営体制

- (1) 各班は、事業継続を前提として予め定めた、第二次体制に移行する。
- (2) 各班は、非常事態対策本部の指示により、(1) の事業運営体制に協力する。

4－3. 基本的な対応

- (1) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客さま接点（対面）業務のうち、中止すべきものを選定する（検針、安全点検、開閉栓、器具修理、内管漏洩修理、マイコン復帰等）。
- (2) 「供給維持業務」「最低維持業務」の要員（関係会社社員や協力企業社員も含む）のうち、籠城要員については人数を必要最低限に絞り込んだ上で必要に応じて各事業所に籠城する。籠城要員以外の要員についてはテレワークの活用を検討する。籠城する場合は、その期間中、要員を複数班に分けて、原則2週間程度で交代することを目安としたローテーションを行う。
- (3) 必要に応じて、「供給維持業務」「最低維持業務」の要員以外はテレワークとする。テレワークとした場合で、テレワークに適さない業務に従事する場合、または、テレワークで実施できる業務がなくなってしまった場合は、上長と相談のうえ、上長指示に基づき業務を実施する。

4－4. 感染拡大予防のための措置

人事班は、非常事態対策本部設置後、3－4. に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等を必要に応じて実施する。なお、海外発生期を経ずに国内発生早期となった場合（国内での発生が世界第一例となった場合）は、3－4. の措置の即時実施を検討する。

- ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、災害情報ステーション等を利用して周知する。
- ② 従業員等およびその同居家族が新型インフルエンザ等に感染しているか否かについては、安否確認システムを活用して日々その状況を確認する。
- ③ 従業員等およびその同居家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ④ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等を延期または中止するよう各班に指示する。
- ⑤ 非常事態対策本部の指示に基づき、事業所入所の際の感染防護措置（手洗い・うがい・検温等）の実施、マスクを常時着用する。
- ⑥ 感染が疑われる者が発生した場合はマスクを着用させ、会議室等へ隔離し、他者との接触を最低限とする。その間に、各都道府県に設置される相談窓口（帰国者・接触者相談センター・コールセンター等）へ相談し指示を仰ぐ。
- ⑦ 国および地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑧ 国等の指示に基づき、支援統括班（海外事業カンパニー）と連携しながら患者発生国・地域に駐在する従業員等およびその家族、または患者発生国・地域から帰国した従業員等およびその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、患者発生国・地域に対する海外渡航の取りやめ等の指示を行う。

4－5. 感染収束後（発生段階：「小康期」）に向けた措置

各班は、2－5. の検討に基づき、下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップと、要員の確保見通しの検討
- ② リストに基づいた流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充

5 特定接種の実施体制

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者（子会社・工事会社等の供給継続に資する協力事業者を含む）となる。

当社においては、ガス事業および電力事業をはじめとしたエネルギー供給等を可能な限り維持するために、供給維持業務・最低維持業務の従事者が特定接種の対象となり得ることから、接種に関して以下の通り定める。

- (1) 特定接種の対象となり得る「供給維持業務」「最低維持業務」の従事者を選定し、事前に名簿^{*1}を作成しておく。
- (2) 国が示す特定接種に関する実施要領に基づき、接種場所等の必要な事項について検討しておく^{*2}。

*1 氏名・所属・従事する業務・所属建屋・接種対象者人数等を記載した接種対象者名簿、接種場所、接種実施者を記載した名簿を作成しておく。なお、名簿は定期的に更新し、接種対象者に対しては、接種による副反応の恐れ、接種後にも感染防止策が必要となる旨等について事前に説明しておく。

*2 人事班は、人事部安全健康・福利室産業保健チームを中心に、具体的な接種実施要領および実施体制を計画しておく。

6 その他

6－1. 新型インフルエンザ等以外の感染症への準用

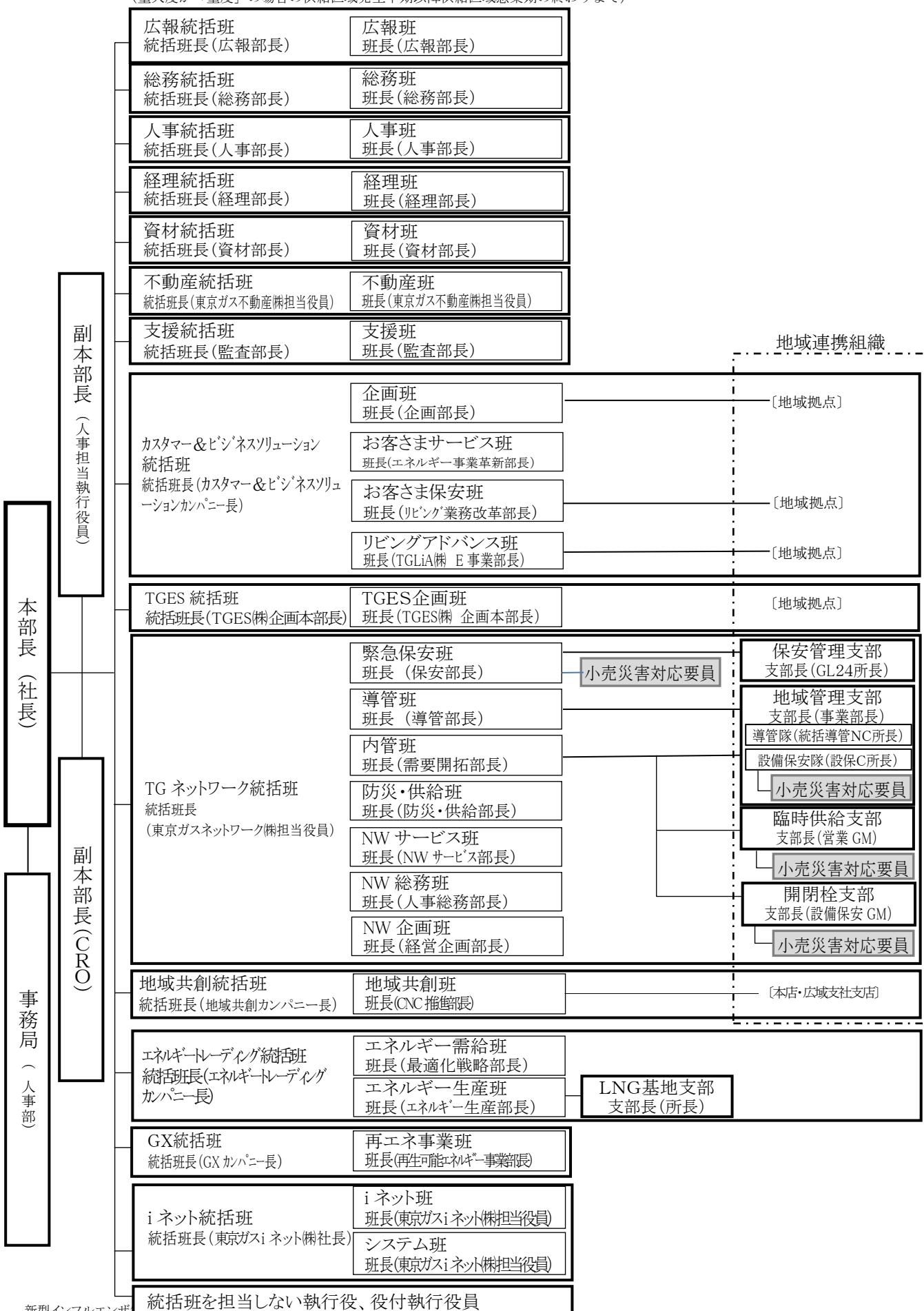
- (1) この計画は、感染症法第6条に定められている新型インフルエンザ等以外の感染症（エボラ出血熱、天然痘、SARS、コレラ等）についても必要に応じて準用する。
- (2) 準用にあたっては、WHO、厚生労働省等からの情報・要請、産業医の知見・助言等を勘案しつつ、社長が判断し詳細を決定する。

6－2. 計画の改訂等

- (1) 本計画については、毎年度4月に確認・改訂を行う。

第二次体制の本部、支部の組織、責任者（指揮命令系統）

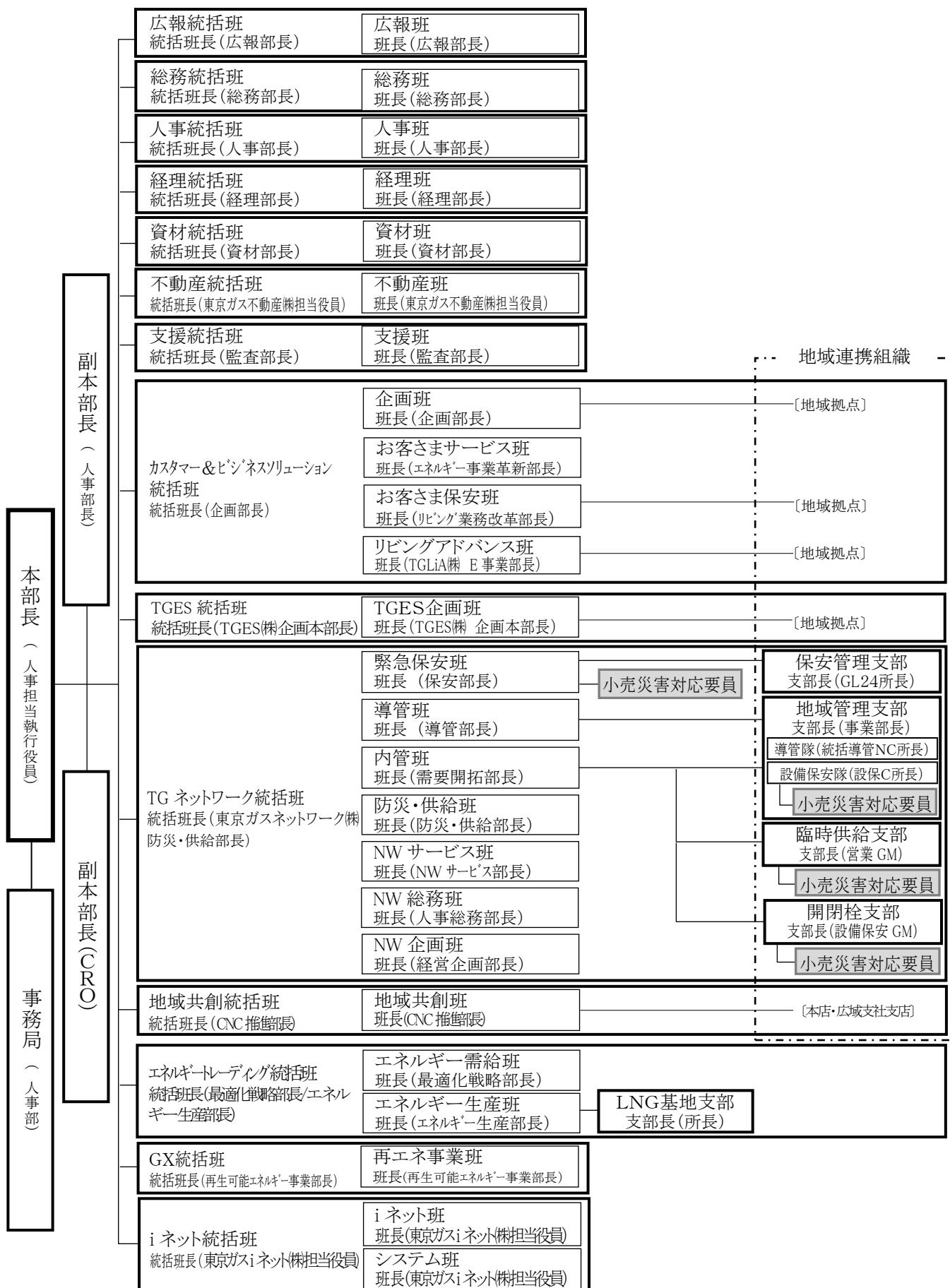
(重大度が「重度」の場合の供給区域発生早期以降供給区域感染期の終わりまで)



新型インフルエンザ

第一次体制の本部、支部の組織、責任者（指揮命令系統）

（重大度が「重度」の場合の供給区域発生早期以降供給区域感染期の終わりまで）



第一次体制*および第二次体制の分担業務

班名		主な業務
広報統括班	広報班	外部広報対応
総務統括班	総務班	本社建物・設備の維持管理、経済産業省対応窓口、日本ガス協会との連携
人事統括班	人事班	従業員等の勤務状況・健康状態の確認、食糧の確保状況確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底、厚生労働省の対応窓口
経理統括班	経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な資金調達
資材統括班	資材班	資機材等の調達・管理・配送、倉庫・配送委託先との調整・協議
不動産統括班	不動産班	建物等施設・設備の維持管理（東京ガス不動産管理建物のみ）
支援統括班	支援班	他班のサポート、応援
C&BS 統括班	企画班	C&BS 統括班の調整、ガス機器の修理・点検（機器部品の物流確保）、LNG ローリー輸送計画検討支援、NGV スタンド運営、優先支援需要家対応
	お客さまサービス班	お客さまからの停電等緊急の電話受付対応、検針・料金請求業務、通電手続業務、ガス漏れ・マイコン入電対応支援
	お客さま保安班	最低限の開栓・定期保安点検、消費機器事故対応 ライフバル・エヌスタ・エネフィットへの情報伝達・集約管理
	リビングアドバイス班	HEATS・地点熱等の修繕対応
TGES 統括班	TGES 企画班	TGES 統括班の調整。熱供給事業の継続、ES 機器の遠隔監視
TG ネットワーク統括班	緊急保安班	保安管理統括、ガス漏洩・マイコンメーター対応
	導管班	本部内実施策の検討・実施、供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立・ガスの安定供給、保安確保に必要な購買業務、需要管理
	内管班	内管事故等処理計画検討・実施、ST24 監視業務、 検満工事会社・メトロ委託先工事会社対応策の検討・実施、 一般のお客さま対応策の検討・実施
	防災・供給班	ガス供給停止措置、供給操作設備管理、製造供給管理、内閣府・総務省・ 東京都の対応窓口
	NW サービス班	ガス漏れ・マイコン入電対応
	NW 総務班	TG ネットワーク統括班の労務管理・総務および動員状況の把握、広報班と連携した広報対応
	NW 企画班	社外対応、他小売事業者との連携 地域共創班と連携した地域行政対応
地域共創統括班	地域共創班	地域行政対応、広報班と連携した広報対応・マスコミ支局対応支援、卸先ガス事業者との連絡・対応窓口
エネルギートレーディング統括班	エネルギー需給班	本部内実施策の検討・実施、売主その他関係事業者との調整・協議、 配船調整、通関・検収業務、LNG 價格算定、電力広域的運営推進機関対応
	エネルギー生産班	本部内施策の検討・実施、生産・稼働計画見直し検討・実施、 基地警備体制の確立
GX 統括班	再エネ事業班	建設中および完工後の再エネ発電所の管理、研究装置維持管理
i ネット統括班	i ネット班	i ネット統括班内実施策の検討・実施
	システム班	通信設備・システムの稼動確保

*第一次体制においては必ずしもこの表に掲らず、原則としてすべての業務を可能な限り実施する。